



広島県報

号 外
第 75 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

モノクロ専用機	中速機	46	15	7
	中高速機	50	11	10
	中高速機	1	-	-
モノクロ・カラー併用機	高速機	5	-	-
	カラー低速機	9	2	-
	カラー高速機	2	1	-

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 名称 広島県出納長室用度室物品調達グループ
- (2) 住所 広島市中区基町10番52号
落札者を決定した日
平成18年3月10日(金)
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額

(単位：円)

分類	氏名	住所	落札金額(単価)
モノクロ専用機	広島ゼロ ツクス 株式会社	広島市南区稲荷町 2-16	1.7850
	広島ゼロ ツクス 株式会社	広島市南区稲荷町 2-16	0.8505
	広島ゼロ ツクス 株式会社	広島市南区稲荷町 2-16	0.7350
	京セラミタジヤ/バン 株式会社	広島市西区東観音 町 2-5	0.8295
	理研産業 株式会社	広島市中区大手町 4丁目 6-27	0.7560
	広島ゼロ ツクス 株式会社	広島市南区稲荷町 2-16	1.2180, 12.6000
	広島ゼロ ツクス 株式会社	広島市南区稲荷町 2-16	1.2180, 12.6000
	広島ゼロ ツクス 株式会社	広島市南区稲荷町 2-16	1.6170
	キヤノン販売 株式会社	広島市中区大手町 3丁目 7-5	1.2285
	モノクロ専用機	広島ゼロ ツクス 株式会社	広島市中区大手町 3丁目 7-5

公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定によって公告する。

平成18年4月7日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第7号

1 調達内容

- (1) 借入件名 乾式複写機の借入れ及び保守(県一般18第6号)
- (2) 借入件名の数量 次の表の台数

(単位：台)

分 類	広島地区	福山地区	三次地区
低速機	49	40	7

地区	中高速機		キヤノン販売 株式会社 広島支店	広島市中区大手町 3丁目7-5	0.8715
	カーラー低速機	カーラー高速機			
二次地区	モノクロ専用機	カーラー低速機	理研産業 株式会社	広島市中区大手町 4丁目6-27	1.6590,11.1720
		低速機	理研産業 株式会社	広島市南区箱荷町 2-16	1.2180,12.6000
		中速機	広島ゼロックス 株式会社	広島市中区大手町 4丁目6-27	2.1315
	中高速機	広島ゼロックス 株式会社	広島市南区箱荷町 2-16	0.7980	

注 モノクロ・カラー併用機は、前部がモノクロ複写の単価、後部がカラー複写の単価を表す。

- 5 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 6 入札公告日
平成18年1月27日(金)

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第16条の規定によって公告する。

平成18年4月7日

県一般18第25号

1 調達内容

(1) 事業名称

坂地区警察職員宿舍等整備事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業概要

落札者が特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき、職員宿舍、機動隊独身宿舍、音楽隊庁舎及びこれらに附属する工作物(以下「本施設」という。)の設計業務、建設業務及び維持管理業務並びに隣接する機動隊庁舎においての賄い業務を行う。

(3) 事業期間

契約締結日から平成40年3月31日まで(全体契約期間約22年)

(4) 予定価格

1,170,476,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まず、物価変動を見込まない。)

(5) 事業場所

広島県安芸郡坂町平成ケ浜五丁目13073番1
広島県安芸郡坂町平成ケ浜五丁目13073番2

(6) 入札方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法による。

(7) 入札書の記載方法等

入札書に記載された入札金額は、4⁽²⁾の入札説明書等に含まれる事業契約書案(以下「事業契約書案」という。)における事業契約約款別紙12「サービスマン入札料の金額と支払方法」に示すサービスマン入札料の合計額とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社に共通の参加資格制限

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 広島県の定める各競争入札等に係る指名除外要領等に基づく指名除外を受けていない者であること。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。

エ 次の法律の規定による手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続
最近1年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。

(ア) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。

- (イ) 暴力団員とは、暴力法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。
- (ウ) 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であつて、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。
- a 暴力団の威力を背景に、暴力法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為を行うおそれがある者
 - b 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者
- キ 本事業のアドバイザリー業務に関与した者及びその関連会社でないこと。
- (フ) 本事業のアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。
- a パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都多摩市関戸 1 丁目 7 番地 5）
 - b 日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町 1 丁目 5 番 1 号）
- (イ) 関連会社とは、次の者をいう。
- a アドバイザリー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - b アドバイザリー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - c 代表権を有する役員が、アドバイザリー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ク 技術、法務、金融などの専門家及び学識経験者で構成される「坂地区警察職員宿泊等整備事業に伴う PFI 事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員本人、委員が属する企業と資本金又は人事面において関連がないこと。
- (フ) 委員が役員（公益法人の場合にあつては、理事である場合を含む。）又は職員でないこと。
- (イ) 委員が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有していないこと又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしていないこと。
- (2) 各業務に当たる者の参加資格要件
- ア 設計業務に当たる者
- (フ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づき一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 広島県の平成 17・18 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている建築関係建設コンサルタントの格付が A であること。
- イ 建設業務のうち建設工事に当たる者
- 建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事のうち建築一式工事について、以下に示

- す要件をすべて満たしていること。
- なお、共同企業体として応募するときは、共同企業体又はその構成員が、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。
- (フ) 建設業法第 15 条の規定によつて、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること（入札参加資格確認申請書類の提出日において、5 年以上の期間、特定建設業の許可を有していること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。）。
- (イ) 平成 16 年広島県告示第 1212 号（平成 17 年度及び平成 18 年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下「資格告示」という。）に基づいて認定された建築一式工事に係る格付が、A である者又は A・A 若しくは A・B の組合せによる共同企業体であること。
- (ウ) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上配置できること（共同企業体の場合は、代表者に限る。）。
- a 一級建築士又は一級建築施工管理技士
 - b 建築一式工事について、次のいずれかに該当する者であること。
 - (a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - (b) 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
 - (c) 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受け、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
 - (イ) 共同企業体については、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。
 - a 施工の方式は、共同企業体の各構成員が一体となつて工事を施工する共同施工方式とすること。
 - b 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者であること。ただし、格付の異なる者の間では、上位格付の者とする。
 - c 構成員の出資比率の最小限度は 30 パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。
 - d 共同企業体を結成した構成員は、他の応募者の構成員（他の応募者の構成員である共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
 - e 共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で 1 名以上配置できること。
 - (a) 一級建築士又は一級建築施工管理技士
 - (b) 建築一式工事について、次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- ・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- ・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受け、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

ウ 建設業務のうち上記イ以外の建設工事に当たたる者

(ア) 電気工事及び管工事に当たたる者

資格告示に基づいて認定された電気工事及び管工事に係る格付が、A であること。

(イ) 上記(ア)以外の工事に当たたる者

建設業法第 3 条第 1 項の規定によつて、当該建設工事の種類に応じた許可を受けている者であること。

エ 維持管理業務に当たたる者

平成 15 年広島県告示第 1382 号（平成 16 年度から平成 18 年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め）、平成 16 年広島県告示第 61 号（平成 16 年度から平成 18 年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）、平成 16 年広島県告示第 1338 号（平成 16 年度から平成 18 年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）又は平成 17 年広島県告示第 1159 号（平成 16 年度から平成 18 年度までにおける県有施設の清掃、設備保守管理、警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によつて資格を認定され、次の業務を希望業種としている者であること。

- (ア) 建築物における清掃業務
- (イ) 建築物における空気環境の測定業務
- (ウ) 建築物におけるねずみその他害虫防除業務
- (エ) 冷暖房設備保守管理業務
- (オ) 電気設備保守管理業務
- (カ) 消防設備保守管理業務

オ 附い業務に当たたる者

(ア) 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成 12 年広島県条例第 11 号）別表第 3 に規定する飲食店営業一類の基準に合う施設を有すること。

(イ) 「食品衛生監視票について（平成 16 年 4 月 1 日付け食安発第 0401001 号厚生労働

省医薬食品局食品安全部長通知）」に基づく食品衛生監視票の合計点数が 85 点以上であること。

なお、食品衛生監視票は、参加資格確認基準日における過去 1 年以内のものとする。

3 入札参加資格確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、次のとおりとする。

なお、落札者決定日までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(1) 上記 2 (1) の参加資格制限は、入札公告日とする。

(2) 上記 2 (2) の参加資格要件は、入札参加資格確認申請書類の提出期限日とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒730 - 8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部総務部施設課（広島県庁舎東館 15 階）

電話 (082) 228 - 0110 内線 2267（企画第二係）

FAX (082) 223 - 3023

電子メールアドレス kshise21@police.pref.hiroshima.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び入手法

ア 交付期間

平成 18 年 4 月 7 日（金）から平成 18 年 6 月 6 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律「昭和 23 年法律第 178 号」に規定する休日【以下「休日」という。】を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

イ 入手法

上記①の場所で直接受け取る、又は広島県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）から入手すること。

県警ホームページ <http://www.police.pref.hiroshima.jp>

(3) 入札説明会等の日時及び場所等

ア 入札説明会

(ア) 日時

平成 18 年 4 月 21 日（金）午前 10 時から午前 11 時まで

(イ) 場所

広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部大会議室（広島県庁舎東館 17 階）

(ウ) 申込方法

平成18年4月14日(金)までに、申込書に記入の上、フアクシミリ又は電子メールにより申し込むこと。

なお、申込書の様式は、県警ホームページにも掲載する。

(エ) 申込先

上記(1)の場所

イ 事業予定地の見学会

(フ) 日時

平成18年4月21日(金) 午後2時から午後3時まで

(ク) 場所

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目13073番1

(ケ) 申込方法

上記アの(ウ)の方法

(コ) 申込先

上記(1)の場所

(4) 入札参加資格の事前確認等

本件入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる入札参加資格を満たすことを証明するため、次により入札参加資格確認申請書等を提出し、事前に入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書類の提出期間、場所及び方法

(ア) 提出期間

平成18年6月2日(金)から平成18年6月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所

上記(1)の場所

(ウ) 提出方法

申請書に記入の上、持参により提出すること。

イ なお、申請書の様式は、県警ホームページにも掲載する。

イ 入札参加資格の事前確認結果の通知

入札参加資格の事前確認の結果通知は、確認申請を行った者(応募企業又は応募グループの代表企業)に対して、書面により平成18年6月14日(水)までに発送する。

ウ 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格事前確認の結果、入札参加資格がないと通知された者は、書面での理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

平成18年6月15日(木)から平成18年6月28日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所

上記(1)の場所

(ウ) 提出方法

説明要求の書面(様式は、問わない。ただし、代表企業代表者印を押印すること。)を持参により提出すること。

(エ) 回答期限

県は理由の説明を求められたときは、平成18年7月5日(水)までに回答する。

(5) 入札書類の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成18年8月4日(金) 午前10時

イ 提出場所

上記(1)の場所

ウ 提出方法

持参により提出すること。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成18年8月4日(金) 午後1時30分

イ 場所

広島市中区基町9番42号
広島県警察本部小会議室(広島県庁舎東館13階)

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

S P C は、契約金額の10パーセントに相当する金額以上の契約保証金を、本契約締結時に県に納付することとする。

ただし、S P C は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の80パーセントが契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは広島県知事が確実と認める社債又は広島県知事が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律[昭和27年法律第184号]第2条第4項に

規定する保証事業会社をいう。)の保証を差し入れることができる。
また、次の場合、契約保証金の納付を免除する。

ア S P C が、契約金額の10パーセントに相当する金額以上の額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 設計企業及び建設企業並びに工事監理企業をして、S P C が被保険者となる履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該保険金請求権に、事業契約書案における事業契約約款第72条第2項による違約金支払債務を被担保債務とする第一順位の質権を県のために設定した場合

なお、維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はない。

(4) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札書類等を、上記4(5)により提出しなければならない。

また、入札参加者は、契約を担当する職員から入札書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

ア 本公告に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札参加者が二以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札参加者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

キ その他広島県契約規則第21条各号に該当するとき。

(6) 契約書作成の要否

(7) 落札者の決定方法

上記1(4)に定める予定価格の制限の範囲内で、審査委員会で作成し広島県が定めた落札者決定基準に基づき審査委員会が評価した結果を受けて、広島県が落札者を決定する。

なお、落札者決定基準は、県警ホームページに掲載する。

(8) 広島県議会の議決

本事業契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

6 問い合わせ先

〒730 - 8507 広島市中区基町 9 番42号